

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年4月15日

(あて先) 岐阜市長



提出者

住 所 岐阜市向陽町26番地

氏 名 永井建設株式会社

代表取締役 梅田 克彦

電話番号 058-272-2211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和3年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	永井建設株式会社
事業場の所在地	岐阜市向陽町26番地
事業の種類	06: 総合工事業
産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和5年5月1日～令和6年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	3510 t	全処理委託量	3510 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	3510 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
※事務処理欄			

背面の実施状況

(産業廃棄物の種類：がれき類(アスファルト般)) (単位:t)

項目	実績値	排出量	償 物 量	不 妨 物 等 発 生 量
①排出量	2178.45			
②+③自ら再生利用を行った量	—	2178.45	自ら直接再生利用した量 ② —	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量 ③ —
④自ら中間処理した量	—	—	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 ④ —	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 ⑤ —
⑤自ら熱回収を行った量	—	—	自ら中間処理に於ける減量 ⑥ —	自ら中間処理に於ける減量 ⑦ —
⑥自ら中間処理により減量した量	—	—	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量 ⑧ —	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量 ⑨ —
⑦+⑧自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	—	—	2178.45	2178.45
⑩全処理委託量	—	—	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量 ⑪ —	⑩のうち優良認定業者への処理委託量 ⑫ —
⑪再生利用業者への処理委託量	—	—	⑪のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 ⑬ —	⑪のうち熱回収認定業者への処理委託量 ⑭ —
⑫熱回収認定業者への処理委託量	—	—	—	—
⑬熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： がれき類(コングリート類)) (単位： t)

有 償 物 量
不要物等発生量

不要物等発生量

排 出 量

① 1408.78

項目	実績値	備考
①排出量	1408.78	
②+③自ら再生利用を行った量	—	
④自ら熱回収を行った量	—	
⑤自ら中間処理により減量した量	—	
⑥自ら埋立処理により減量した量	—	
⑦自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	—	
⑧自ら中間処理した後再生利用した量	—	
⑨自ら中間処理した後埋立処分又は海洋投入処分した量	—	
⑩自ら中間処理した後直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	—	
⑪自ら中間処理した後より減量した量	—	
⑫自ら熱回収を行った量	—	
⑬自ら中間処理した後優良認定の処理業者への処理委託量	—	
⑭自ら中間処理した後再生利用業者への処理委託量	—	
⑮自ら中間処理した後熱回収認定業者への処理委託量	—	
⑯自ら中間処理した後熱回収を行う業者への処理委託量	—	

自ら直接再生利用した量

② —

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量

③ —

自ら中間処理した後再生利用した量

⑧ —

⑩のうち再生利用業者への処理委託量

② 1408.78

⑪のうち熱回収認定業者への処理委託量

③ —

⑫のうち熱回収を行う業者への処理委託量

④ —

⑬のうち優良認定の処理業者への処理委託量

⑪ —

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： がれき類 (レンガ)

(単位 t)

有 傷 物 量
不要物等発生量

自ら直接再生利用した量
② 一

自ら中間処理した量
③ 一

自ら中間処理した後の残さ量
④ 一

自ら中間処理により減量
⑤ 一

自ら中間処理に益を行った量
⑥ 一

自ら中間処理した後の残量

自ら中間処理した後再生利用した量
⑧ 一

⑪のうち再生利用業者への処理委託量

⑫のうち熱回収認定業者への処理委託量

⑬のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

⑭のうち優良認定処理業者への処理委託量

⑮のうち熱回収認定業者への処理委託量

①排出量
343.62

項目	実績値	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
①排出量	343.62						
②－⑧自ら再生利用を行った量	一						
⑤自ら熱回収を行った量	一						
⑦自ら中間処理により減量した量	一						
⑧自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	一						
⑩全処理委託量	343.62						
⑪優良認定処理事業者への処理委託量	一						
⑫再生利用業者への処理委託量	343.62						
⑬熱回収認定業者への処理委託量	一						
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	一						

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：木くず)

(単位 t)

有 傷 物 量

不要物等発生量

排 出 量
① 3.3

自ら直接 再生利用した量
② 一

自ら中間処理した後 再生利用した量
⑧ 一

項目	実績値
①排出量	3.3
②+③自ら再生利用を行った量	一
④自ら中間処理した量	一
⑤自ら熱回収を行った量	一
⑥自ら中間処理した後の処分量	一
⑦自ら中間処理により減量した量	一
⑧自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	一
⑨自ら中間処理した後に熱回収を行った量	一
⑩全処理委託量	3.3
⑪優良認定処理事業者への処理委託量	一
⑫再生利用業者への処理委託量	3.3
⑬熱回収認定業者への処理委託量	一
⑭熱回収を行う業者への処理委託量	一

自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量
③ 一

自ら中間処理した後 再生利用した量

自ら中間処理した後 再生利用した量

⑩のうち再生利用 業者への処理委託量

⑪のうち熱回収認定 業者への処理委託量

⑫のうち熱回収認定 業者への処理委託量

⑬のうち熱回収認定 業者への処理委託量

⑭のうち熱回収認定 業者への処理委託量

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 廃プラスチック) (単位： m³)

有 備 物 量

不要物等発生量

排 出 量

① 124

項目	実績値
①排出量	124
②+③自ら再生利用を行った量	—
⑤自ら熱回収を行った量	—
⑦自ら中間処理により減益した量	—
③+⑤自ら埋立処分又は海洋投入を行った量	—
⑩処理委託量	124
⑪優良認定処理事業者への処理委託量	—
⑫再生利用業者への処理委託量	124
⑬熱回収認定業者への処理委託量	—
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—

自ら直接 再生利用した量

② —

自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量

③ —

自ら中間処理 した量	自ら中間処理 した後の残さ量
④ —	⑥ —
④のうち熱回収 を行った量	自ら中間処理に より減益した量
⑤ —	⑦ —
⑧ —	自ら中間処理した後 又は海洋投入処分した量
⑨ —	⑩ —
⑩ —	⑪ —

⑪のうち再生利用 業者への処理委託量	⑫のうち熱回収認定 業者への処理委託量
⑫ —	⑬ —
⑭ —	⑮ —
⑯ —	⑰ —
⑰ —	⑱ —

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 混合)

(単位 m³)

有 傷 物 量
① 61

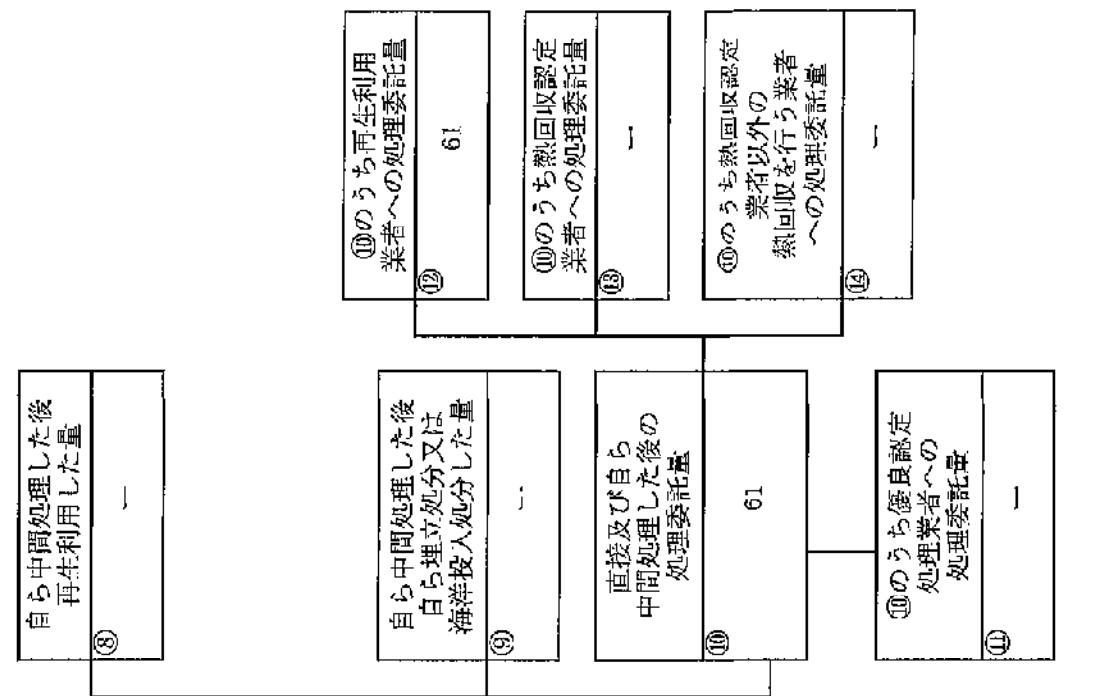
不要物等発生量

排 出 量

自ら直接再生利用した量

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量

項目	実績値
①排出量	61
②+③自ら再生利用を行った量	—
④自ら熱回収を行った量	—
⑤自ら中間処理した量	—
⑥自ら中間処理した後の残さ量	⑥ 一
⑦自ら中間処理により減量した量	—
⑧自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	—
⑨全処理委託量	61
⑩優良認定事業者への処理委託量	—
⑪利用業者への処理委託量	61
⑫再燃用	—
⑬熟回収認定業者への処理委託量	—
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：汚泥)

(単位 m³)

有 債 物 量
① 63

不要物等発生量
② 一

自ら直接再生利用した量
③ 一

自ら中間処理した後再生利用した量
④ 一

項目	実績値	項目	実績値	項目	実績値	項目	実績値
①排出量	63	②自ら中間処理した量	一	③自ら中間処理した後の残さ量	⑥ 一	⑩自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	63
②+③自ら再生利用を行った量	一	④自ら熱回収を行った量	一	⑤自ら中間処理により減量した量	一	⑪自ら中間処理した後の直接及び自ら中間処理した後の残さ量	一
⑤自ら熱回収を行った量	一	⑥自ら中間処理により減量した量	一	⑦自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	一	⑫自ら中間処理した後の直接及び自ら中間処理した後の残さ量	63
⑦自ら中間処理により減量した量	一	⑧+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	一	⑩自ら中間処理した後の直接及び自ら中間処理した後の残さ量	一	⑬うち優良認定事業者への処理委託量	一
⑩全處理委託量	63	⑪優良認定事業者への処理委託量	一	⑫再生利用業者への処理委託量	63	⑭うち優良認定事業者への処理委託量	一
⑪優良認定事業者への処理委託量	一	⑬熱回収認定業者への処理委託量	一	⑮熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	一	⑯熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	一
⑫再生利用業者への処理委託量	63	⑭熱回収認定業者への処理委託量	一	⑯熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	一	⑰熱回収認定業者への処理委託量	一

(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理について、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。